

議案第 1 2 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 2 2 年
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア及びイを次のように改める。

ア 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管
理者からの申出を承認すること。

イ 事情により利用時間を変更するとその指定管理者からの申出を承認す
ること。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会の職務権限のうち教育長に委任している市民体育館の休館日
を変更すること等について、指定管理者制度の移行に伴い、所要の改正を
行いたいので、この案を提出する。